25—01.3　ＰＵＤＴ
主要期間一覧（２）（無効・訂正・取消審判）

（特許関係（無効・訂正審判））

手　　続	根拠条文（準用・類規）		初　　日	期　　間（延　　長） 国内居住者	期　　間（延　　長） 在外者	備　考
【法定期間】						
訂正審判に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の5②		訂正審判請求時	審理終結の通知到達前まで（審理が再開された場合は、その後に審理終結の通知到達前まで）		
審決の取消しの判決確定後の訂正請求の申立て	134の3 (平15)134の3①		判決の確定日	１週間	１週間	
再審の請求	173①		審決確定後再審の理由を知った日	30日（職15日）※	30日（職60日）	
審決に対する訴え	178③		審決等の謄本の送達日	30日（附15日）※	30日（附90日）	
【指定期間等】						
訂正請求書の提出	134の2	134①	答弁指令書の発送日 （134①の再適用 による 2 回目以降の答弁指令は134②と同じ）	60日又は75日※ 新実は30日又は45日※	90日 新実は60日	
		164の2②	審決の予告の謄本の送達日	60日又は75日※	90日	
		134② 153②	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日	30日又は45日※	50日	
審決取消しによる再係属の審理開始時における訂正請求の提出		134の3 (平15)134の3①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10日又は25日※	10日	
訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の5②	134① 164の2②	答弁指令書の発送日 （134①の再適用 による 2 回目以降の答弁指令は134②と同じ） 審決の予告の謄本の送達日	60日又は75日※	90日	
		134② 153② 134の2⑤	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30日又は45日※	50日	
		134の3 (平15)134の3①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10日又は25日※	10日	

第1回目の法定の答弁書の提出	134①、174③	答弁指令書の発送日	60日又は75日※ 新実は30日又は45日※	90日 新実は60日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第2回目以降の法定の答弁書の提出	134②	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
施行規則上の答弁書の提出	規47の2①、規50の16	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
第1回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	134①	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
弁駁書の提出	規47の3①、規50の16	弁駁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
意見書の提出（意見の申立て）	153②、134の2⑤、165	無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30日又は45日※	50日	
	150⑤、174③、④	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30日又は45日※	50日	
参加申請に対する意見書の提出	149②、174③	参加申請書副本の送達通知の発送日	15日又は30日※	25日	
審尋書に対する回答書の提出	134④、174③、④	審尋書の発送日	15日又は30日※程度	25日程度	
命令による方式補正	133①、②、174③、④	指令書の発送日 ｲ.料金不足の場合 ﾛ.委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数） ﾊ.審判請求理由、訂正請求の趣旨及び理由の記載要件違反 ﾆ.その他の方式違反	 10日又は25日※ 10日又は25日※ （20日又は35日※） 30日又は45日※ 20日又は35日※	 10日 20日 30日 30日 20日	
弁明書	18の2②、133の2②、174③、④	却下理由通知の発送日	20日	20日	
同意回答書の提出	131の2②、規47の4①	同意確認通知の発送日	10日又は25日※	10日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	規50③ただし書、規50の8①、規58の2①ただし書、規58の17③、規60①など	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	134④、174③、④	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注１．※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。
注２．(職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

（意匠・商標関係（無効・取消審判））

手　　続	根拠条文 （準用・類規）	初　　日	期　　間（延　　長） 国内居住者	在外者	備　考
【法定期間】					
再審の請求	意 58①、商 61、商 68⑤、商附 20	審決等の確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
審決に対する訴え	意 59、商 63、商 68⑤、商附 22②	審決等の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】					
第 1 回目の法定の答弁書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	答弁指令書の発送日	40 日又は 55 日※	70 日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第 2 回目以降の法定の答弁書の提出	意 52	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
施行規則上の答弁書の提出	意規 19⑧、商規 22⑥	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
第 1 回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	意 52、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	答弁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
弁駁書の提出	意規 19⑧、商規 22⑥	弁駁指令書の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
意見書の提出（意見の申立て）	意 52、商 56①、商 68④、商附 17①	無効理由通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	職権証拠調べ又は職権証拠保全の結果通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
参加申請に対する意見書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	参加申請書副本の送達通知の発送日	15 日又は 30 日※	25 日	
審尋書に対する回答書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	審尋書の発送日	15 日又は 30 日※程度	25 日程度	
命令による方式補正	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	指令書の発送日 ｲ. 料金不足の場合 ﾛ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人が複数） ﾊ. その他の方式違反	 10 日又は 25 日※ 10 日又は 25 日※ （20 日又は 35 日※） 20 日又は 35 日※	 10 日 20 日 30 日 20 日	
	意 52	指令書の発送日 請求理由の記載要件違反	30 日又は 45 日※	30 日	
同意回答書の提出	意 52、意規 19⑥	同意確認通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日	

弁明書	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	却下理由通知の発送日	20 日	20 日	
命令おける受継のための期間	意 68②、商 77②、商附 27②	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	意規 19、商規 22⑧	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	意 52、意 58②、③、商 43 の 15①、商 56①、商 62①、②、商 68④、商附 17①、商附 27②、商附 23	物件の提出を求める通知の発送日	10 日	10 日	

注１．※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。
注２．(職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂 R5.12)
(訂正 R7.3)